



はまゆう

第33号

編集・発行
神奈川県行政書士会
横須賀・三浦支部

「行政書士」は、くらしに役立つ書類の作成や、許認可の手続をお手伝いする国家資格者です。
本誌は神奈川県行政書士会 横須賀・三浦支部が発行する雑誌であり、全ての記事は横須賀と三浦の行政書士が執筆したものです。



民泊サービスの今後

第2次安部内閣発足時に打ち出した、2020年までに訪日外国人観光客数2千万人という目標が、2015年に早くも達成されたため4千万人以上で修正されたこと、それに伴うホテル不足の解決手段として民泊サービスが注目されていること、などは既知のことかと思えます。

現在何かと話題に上る民泊ですが、比較的早い時期に参入した民泊経営者にとっては、注目されなくなかった、というのが本心ではないでしょうか。
ウェブ上での民泊予約サイトの代表格、Airbnb（エアビーアンドビー）の仲介サービスが始まったのが2008年、開業コストの低さと利回りの高さから、早い時期に目を付けて開業した人もいました。
しかし英語のみのシステムのために利用客は外国人が大多数であり、訪日

観光客数自体も東日本大震災以降減少したため、話題に上ることがほとんどなく、旅館業法上は黒に近いグレーであるにも関わらず、問題視されることはありませんでした。

政権交代後の円安・訪日外国人急増で状況は一変、大都市や観光地において投資目的の民泊が出現し、前出のAirbnb登録ホストだけで2015年末には2万件を超えて、それに伴い旅館業法違反、未承諾転貸、近隣住民との軋轢、所得無申告などの諸問題が表面化しました。

そこで政府は法整備のために「民泊サービスのあり方に関する検討会」を立ち上げ、今年6月最終報告案が決定しました。

来年以降、民泊サービスの形態は大



きく4種類に分類できます。

(1) 無許可の民泊

ヤミ民泊と呼ばれることもあり、現在民泊予約サイトに登録しているホストの大多数はこれに当たります。様々な問題があり、今後は取締りが厳しくなると思われます。

(2) 特区での民泊

国家戦略特区に指定された東京都大田区と大阪府は条例により、旅館業法の適用を受けずに民泊の営業を認定できます。

すでに運用されていますが、最低6泊7日以上となる使用期間や部屋の床面積25平米以上など、需要に合わない規制が多く、認定はほとんど進んでいません。（※本稿執筆後、最低宿泊・利用日数が6泊7日以上から2泊3日以上に緩和されることになりました。）

(3) 旅館業法の民泊

旅館業法上には民泊という施設はないので、簡易宿所が民泊に最も近いと思われれます。民泊検討会の一連の流れの中で、今年4月に簡易宿所のフロント設置義務や広さの制限が緩和されました。

しかし、条例で未だ規制している自治体もあり、事前に確認する必要があります。

(4) 新法民泊

民泊検討会の最終報告により2017年度運用開始予定の民泊新法（仮称）に基づいて、旅館業法の許可を得ずに合法的に民泊を運営できるよ

うになります。

主な要件は、

- a 届出制にすること
- b 管理者を定め、届出ること
- c 年間営業日数は180日上限とすること

営業日数に制限ができたのが、重要な点です。

民泊サービスを始める目的が、投資なのか、空き家活用なのか、または外国人との交流が目的という人もいます。民泊に使用する部屋が自宅の一室なのか空き家なのか、または戸建住宅なのか集合住宅なのかという違いもあります。

行政書士業務として取り扱う場合には、ヤミ民泊は論外としても、顧客の目的や現状に合致する方法を検討する必要があります。また今後も法や条例が短期間で変更していくので、時々チェックすることが重要だと思います。

(行政書士) 旅行業務取扱管理者
市島 隆一



市民に寄り添って十年

定年退職後、斯界入りして十年、この間幾多の事件に関わったが中でも忘れがたい事例を紹介いたします。

①契約書作成は行政書士の典型的業務です。ある日、土地賃貸借契約に係

る「合意解除契約書」作成を、貸主（地主）から依頼された。書類作成だけかと思いきや、当事者間で合意自体が未成立で合意作りを含めた仕事でした。地主は性急に、半ば強引に交渉した経緯から借主の地主への不信任は根深く、話し合いでも当初はそっぽを向いていた。しかし借主の話しをじっくり聞き、借主の借地法上の諸権利を擁護しつつ、地主の譲歩を引き出す作業を数か月続けたところ、突然風向きが変わり「先生、判を押します。地主は今も憎いが先生のため判を押します。でないと先生はお金（報酬）をもらえなくなるでしょう」と言い出したのです。これで一気に解決に向かったことは言うまでもありません。仕事冥利に尽きる案件でした。

② 成年後見制度で行政書士が後見人に就くことがあります。ある日高齢女性から、認知症の姉の財産管理のため成年後見を申し立てたいとの相談があった。相談者も高齢なため私が後見人となったが、財産目録作成の過程で家賃収入が一年も未収であることが判



明したので、後見人として借家人に催促し完納してもらったので、被後見人の財産管理の一助となった。ところが十年前に死亡した夫の不動産の名義変更が未済であることがわかり、今度は遺産分割協議書作成を後見人としてすることにいった。途中、被後見人が死亡したこともあって、また子の無いご夫婦だったので、相続人は総勢十七名になり、協議書作成は困難を極めた。一時怒号が飛び交うこともあったが粘り強く話し合いを続けた結果、成案を得ることができたが三年の月日を要しました。三年かかっても裁判所の力（調停）を借りずに解決できたことは、仕事人として自負するところです。

③ 許認可業務も行政書士の専売特許の仕事です。私は建設業に特化した仕事をしていますが、許可取得要件として「経營業務管理責任者」と「専任技術者」が決め手となるところ、国家資格者がいない会社が多いです。その場合でも実務経験10年を証明できればOKとなります。この10年の実務経験の証明が大変です。相談会社の代表は、義務教育終了後建設現場で働くこと数十年、今は多くの従業員を雇って立派に会社を営んでいます。こういう人こそ建設業の許可をとってほしいの思いから、県庁担当者とも何回も打合せしました。最後には「先生、そんな書類は用意できないよ、諦めるから」と言い出したが、「会社のため、従業員のためにも諦めるな」と励ました結果、

何とか書類は用意でき実務経験を証明できたのです。相談から一年半の月日が経っていました。

以上10年の歩みの忘れがたい事案を記しました。齢70路を過ぎた今、気力体力が続く限り、市井のお困り人に寄り添い「困った、どうしよう」を「助かった、良かった」にチェンジする仕事を明日も続けます！

（行政書士 島崎 英二）

著作権は相続できる



著作権は小説や音楽、映画などの著作物の創作者（著作者）に与えられる権利です。意外な感じがしますが、この著作権は相続することができます。ただし、著作権は複数の権利から成っていて、その中に相続できる部分と、できない部分があります。

著作権は大きく「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の二つに分けられます。

- 著作者人格権には
 - 公表権 作品を公衆に向けて提示、提供することを決定する権利
 - 氏名表示権 作品を公表する際に、実名、または変名を著作者名として表示するか、もしくは氏名を表示しないか決定する権利

- 同一性保持権 勝手に作品の内容、題名を改変されない権利があります。



- これらは著作者だけが持つ権利で譲渡することができず（著作権法59条）、著作者の死後は消滅して、相続することもできません。ですが、著作者の死後も、生きていたら著作者人格権侵害になったであろうことをしてはならず（著作権法60条）、著作者の死後における著作者人格権に侵害する行為をする者には、著作者の遺族が差止請求や損害賠償請求、名誉回復等の措置を請求できる（著作権法116条）として、著作者の人格的利益は保護されます。
- 著作権（財産権）には
 - 複製権 小説を複製、音楽を録音するなど、著作物を複製する権利
 - 上演権・演奏権 脚本、音楽などを公衆に向けて上演、演奏する権利
 - 譲渡権 著作物の原作品やその複製を公衆に提供する権利
 - 翻訳権・翻案権等 小説を翻訳したり、映画化したりする権利
- その他に、上映権、公衆送信権等、

口述権、展示権、頒布権、貸与権、二次的著作物の利用権など、作品をさまざまに利用する為の権利があります。

著作権（財産権）は他人に利用を許可することや（著作権法63条）、譲渡することができず。そして著作者の死後は相続することができます。権利の承継者は、原則として著作権の保護が切れる、著作者の死後50年経つまで権利を利用することができます（著作権法51条）。

もし著作権を相続できる人が存在しなかった場合、著作権は消滅します（著作権法62条）。一般的な相続財産が相続人の不在により国庫に帰属する（民法959条）のと異なります。著作権の消滅した著作物は、許可を得ることなく利用できる著作物になります。

（行政書士 中村 勝晃）



横須賀の外国人関係の仕事

行政書士は、「官公署に提出する書類」や「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成したり、決められた範囲の代理業務をします。その中には、外国や外国人に関連する様々な業務があります。

法人の設立業務も、行政書士の仕事

です。外国人による日本法人の設立をお手伝いし、海外で法人を設立するといった業務に関与することがあります。

米国にも安くて有利な条件で、会社が設立できる州があります。テラウエア州やネバタ州などが有名です。ネバタ州でカジノの事業をしたい、米国でLLC（日本の合同会社に似ています）を設立したい、パイロット養成学校を作りたい、フィリピンで日本の介護事業を広める会社を作り、同時にリタイアメント永住ビザを取得したい、などの相談があります。

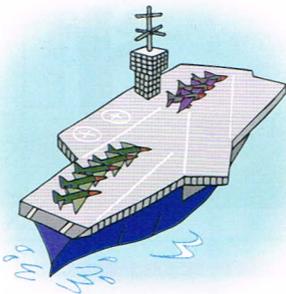
ちなみに、租税回避地パナマにある法律事務所モサック・フォンセカは、様々な法人設立を行っていました。そして、その事務所から、21万社以上の150万もの文書が流出する事件が起きました。国際的に会社組織を作る目的はいろいろあり、事業活動の他、安い法人税を適用する、巨額のお金を秘匿する、訴訟を回避するなどがあります。

この問題は、私達が行う単なる法人設立の問題ではなく、年間8000億ドルから1兆ドルと言われる税逃れや、世界中を移動する背景の不明な巨額のお金（武器、人身売買、麻薬、偽金、などなど）の温床になっているとも指摘され、また19世紀から行われている英国金融、それから派生するカリブや香港など英国系、スイス金融、米国金融の長いお金の歴史があり、世界中が注目している問題です。リーマン

ショックもその一部です。

横須賀には、第7艦隊の司令部があり、世界で唯一米国の航空母艦の基地が置かれています。沖縄で本年、軍属による酷い事件がありました。私は、神奈川県弁護士会の法廷通訳人なので、刑事事件を起こし横須賀警察署に留置される英語を話す外国人の接見に通訳人として立ち会うことがあります。

日本の自衛隊は、軍ではないので独自の裁判組織や犯罪捜査の特殊組織はなく、隊員の行った事件の捜査は警察が行いますが、米国海軍の場合は、海軍省傘下のアメリカ海軍犯罪捜査局（NCIS）と言う独自の組織があり、世界中の米海軍組織の事件を調べています。彼らは組織のバッジをつけていますが、米軍の憲兵とはまた異なります。この組織のことはあまり知られていません。任務は、脱走兵の追跡逮捕、海軍と海兵隊内部で行われる汚職や犯罪、軍法違反、国境を越える麻薬犯罪、反テロリズム、テロ対策、大規模国際



詐欺、コンピュータ犯罪と防諜活動などで、横須賀基地にも存在します。仕事をしていると、基地関係の繋がりもあり横須賀らしい情報があります。

米国の各軍と海兵隊は、それぞれ独自のいわば就業規則のような細かい規定である海軍パーソナルマニュアル（MILPERMAN）と言うのを持っています。この中に家族やそれに準ずる関係関連のルールがあり、海外で結婚離婚した場合、外国人（例えば日本人）との間で未婚の子供ができた場合どうしたらよいかなどが記載されています。これは、米軍が関係する事案を処理するとき参考になります。

軍と自衛隊との一番の違いは、武器や装備といった目的による違いもありますが、全て完結した組織であるかどうか、軍の行動基準がどうなのかです。自衛隊員が捕虜になっても軍人でないので保護されません。米軍は、軍隊としての細かい行動基準があります。また、米国軍人であれば、軍の弁護士を使うことができます。これは、米国海軍省法律顧問団（DONOGG）に属して日本を含む世界に700人ぐらいいると言われていて、外国人問題を処理するとき、そういう人たちと接触することもあります。

このように仕事で米軍と接すると、日本とは色々違うことが分かります。行政書士は、このような仕事もしています。

（行政書士 廣瀬 聖）

あいえん き えん 愛煙棄縁	が しんしょうたん 臥身小短	こうじょりょうぞく 皇女良族	とうざいなんぼく 倒材軟木	しんきんこうぞく 親近校則
こうげんれいしょく 高原冷食	さいしょくけん ひ 菜食健備	かんぜんちょうあく 肝善腸悪	ちょうれい ぼ かい 超冷暮海	ぜん ご さ ゆう 善誤差有
てんしんらんまん 天津卵満	さんきんこうたい 産金鉱帯	しゅん か しゅうとう 旬果秀糖	ほうふくぜっとう 法服舌鬪	なんこう ふらく 軟膏付楽
えんじょこうさい 艶女幸妻	ゆ だんたいてき 湯暖体適	はっほう び じん 発砲飛塵		
か ききゅう か 花器求花	きんきゅう ひ なん 勤休疲男	こうとう む けい 口頭無契		

脳 ト シ

おあそび

四 字 熟 語

元の正しい熟語を
考えてみましょう

作成 ABC相続相談センター 行政書士 笹淵 昌雄

行政書士ADRセンター神奈川は自転車事故の民間調停機関です

神奈川県行政書士会は、平成22年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき民間調停機関として法務省から認証を受けました。これまでは、紛争解決の手段は、裁判所での裁判が必要でしたが、地域の自転車に関わる紛争については、自転車事故の当事者の合意があれば神奈川県行政書士会で調停が出来ることとなりました。

神奈川県行政書士会の行う調停は、訓練を受けた行政書士と神奈川県弁護士会から推薦された弁護士が調停人となり、事故当事者の双方の話し合いを重視して紛争解決を図るもので、必ずしも難しい書類等を用意する必要はありません。調停人は、当事者双方の主張を整理し、紛争の課題を整理し、解決の支援に徹します。

当機関の調停の特色として、費用が安く済みます。申込金2,160円と1回の調停期日に4,360円を費用として頂きますが、それ以外一切の費用は、掛からず、合意書作成まで行います。成功報酬をはじめ一切の報酬を頂きません。これは、すべて行政書士の会費で運営されておりますので、安心してご利用下さい。

当会の平成27年度の調停実績は、調停実施4件のうち3件の合意がありました。従来の裁判による解決は、当事者双方に不満が残る解決方法であるという反省から当事者の話し合いを重視した解決機関

ですので、自転車事故で不安な日々をお過ごしの方の市民の皆様のご利用をお待ちしております。相談は、お近くの行政書士にお願いします。また市役所や警察窓口にチラシを置かせて頂いておりますので、よろしくをお願いします。



神奈川県行政書士会 行政書士ADRセンター神奈川 045-577-6322
 <電話受付日> 毎週火曜日、木曜日 午後1時～4時

行政書士無料個別相談のご案内（市役所・行政センター）

横須賀市・三浦市の各行政センターで毎月一回、無料個別相談を実施しています。

追浜・衣笠・久里浜 各行政センター	第1火曜日 13：30～16：30
田浦・大津・北下浦 各行政センター	第2水曜日 13：30～16：30
逸見・浦賀・西 各行政センター	第3木曜日 13：30～16：30
横須賀市役所本庁舎	第4木曜日 13：00～16：00
三浦市役所市民サービス課お客様センター	第4火曜日 13：00～16：00

※横須賀市役所本庁舎の相談は当日整理券配布による予約制です。

※三浦市役所は事前の電話予約（046-882-1111 内線319）が必要です。

詳細は横須賀・三浦支部ホームページ（<http://yokosukamiura.client.jp/ym-soudan.html>）でご確認ください。